

57 印刷職種(オフセット印刷作業)

2011.12.26

<p>作業の定義</p>	<p>オフセット印刷機を使用し、印刷物を印刷する作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)オフセット印刷作業                  ①印刷機の調整作業                  ②多色オフセット印刷機操作作業                  ③4色刷り印刷作業(A2版以上)                  ④印刷時間の積算作業                  ⑤オフセット印刷物の良否の判定作業                  (2)安全衛生作業                  ①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全装置等の点検作業                  ③印刷職種に必要な整理整頓作業                  ④印刷職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業                  ①原稿作成作業(企画、編集、デザイン等)                  ②原版製作作業(組版、版下、製版作業等)                  ③凸版印刷作業                  ④グラビア印刷作業                  ⑤スクリーン印刷作業                  ⑥特殊印刷作業                  (2)周辺作業                  ①製本作業(断裁、折り作業等を含む。)                  ②光沢加工作業                  ③ラミネート加工作業(2枚以上の紙又はフィルムを、接着剤又は熱圧着等を用いてはり合わせる作業)                  ④スリット(大きな幅で加工されたものを、袋1枚毎の幅に裁断していく工程)・製袋加工作業                  ⑤素材(材料)の構内運搬作業                  ⑥製品の構内運搬作業                  ⑦梱包・出荷作業                  (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)                  上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①版材(一つ以上必ず使用すること。)                  1.PS版(Pre-sensitized Aluminum Plate:感光剤を塗付したアルミニウム板)                  2.紙をベースとする版                  3.その他の版                  ②印刷用インキ等(1)のうち一つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。)                  1)オフセット印刷機インキ                  1.枚葉オフセット印刷機インキ                  2.輪転オフセット印刷機インキ                  2)溶剤                  3)添加剤                  4)洗浄剤                  5)補助材                  ③印刷用紙等(一つ以上必ず使用すること。)                  1.新聞用紙                  2.非塗工印刷用紙                  3.微塗工印刷用紙                  4.塗工印刷用紙                  5.特殊印刷用紙                  6.その他の印刷用紙                  7.その他印刷対象物(各種金属板、プラスチック等)</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①オフセット印刷機及び付属装置(注)等(1)から3)のうち一つ以上必ず使用すること。)                  1)枚葉オフセット印刷機(付属装置を含む。)                  1.単色オフセット印刷機                  2.多色オフセット印刷機                  2)輪転オフセット印刷機(付属装置を含む。)                  3)その他のオフセット印刷機(付属装置を含む。)                  注 付属装置 給紙装置(フィーダ)、紙送り装置、見当装置、排紙装置、スインググリッパ(前当て・横針で位置決めされ停止している用紙を、圧胴の表面速度まで増速して圧胴の爪に渡す装置)等をいう。                  ②印刷関連機械、装置等(必要に応じて使用すること。)                  1.製版機                  2.電子組版機(パソコン等含む。)                  3.電子製版機(CTP等含む。)                  4.自動現像機                  5.焼付・殖版機                  6.校正機                  7.印刷用紙運搬台車                  8.インキ練り台                  9.断裁機                  10.結束機                  ③器具等(1)を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。)                  1)各種保護具(保護眼鏡、軍手等)                  2)印刷機用各種手工具類                  1.各種六角レンチ                  2.各種T型ボックスレンチ                  3.各種めがねレンチ                  4.各種ボックスレンチ                  5.パイプレンチ                  6.キャップハンドル                  7.各種ドライバ(+、-)                  8.各種インキへら                  9.ウェス                  10.インキ練り盆                  11.加筆ペン                  12.刷版用スポンジ                  13.カッターナイフ</p>

<p>使用する機械、設備、器工具等（該当するものを選択すること。）</p>	<p>3)測定器等  1.シツクネスゲージ  2.ダイヤルシツクネスゲージ  3.ダイヤルゲージ  4.ノギス  5.マイクロメータ  6.ルーペ  7.pH計測器  8.温度計</p> <p>9.湿度計  10.照度計  11.鋼尺(1m直定規)  12.鋼尺(30cm直定規)  13.濃度計  14.ローラ圧ゲージ(コバン)  15.ローラ硬度計</p>
<p>製品の例</p>	<p>①出版物  1.新聞  2.雑誌及び新聞雑誌以外の定期刊行物  3.書籍及びパンフレット</p> <p>②出版印刷物  1.定期出版印刷物  2.不定期出版印刷物</p> <p>③商業印刷物  1.宣伝用印刷物  2.業務用印刷物  3.事務用印刷物</p> <p>④証券印刷物  1.一般証券印刷物  2.カード類印刷物</p> <p>⑤その他の印刷物等</p> <p>4.地図及び図表  5.書画、楽譜等  6.その他の出版物</p> <p>3.その他の出版印刷物</p> <p>4.包装・特殊印刷物  5.その他の商業印刷物</p> <p>3.その他の証券印刷物</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.染色作業  2.紙器・段ボール箱製造作業  3.工業包装作業  4.内装仕上げ施工作業  5.塗装作業  6.広告美術仕上げ作業  7.プラスチック成形作業  8.壁装作業  9.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>